

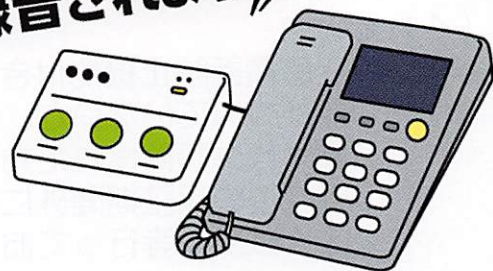
詐欺を撃退！

自動通話録音機の無料貸し出し 追加募集します！！

自動通話録音機を設置すると、呼び出し音が鳴る前に電話の発信者に警告メッセージが流れ、通話内容を録音します。詐欺の犯人は録音されることを嫌がるため、電話に出ずに犯人を撃退することができます。

※8月中に申請いただいた方は再度の申請は必要ありません。8月申請分は、規定台数に達しなかったため、抽選になりませんでした。対象要件を確認し、9月下旬に結果を郵送で通知します。

この通話は
録音されます



対 象

区内在住の65歳以上(令和4年3月31日時点)の方がいる世帯

※過去に東京都や区、警察署から貸し出しを受けた世帯を除く。
※一世帯につき一台まで。

貸出台数

約500台(先着順)

申込期限

10月31日(日)【消印有効】

※貸出予定台数に達し次第、申込は終了予定です。
お早めにお申し込みください。

申込結果

11月下旬に郵送で通知予定

貸出方法

12月上旬から申込者住所へ個別配送

留意事項

(1) 録音機の設置

電話機への取り付けはご自身でお願いします。工具等は必要ありません。

※取り付けに不安な方は、シルバー人材センターのサービス（有料）を受けることもできます。

(2) 設置できない場合

○黒電話等、電話線の取り外しができないものには設置できません。

○「緊急通報システム」や東京ガスの「マイツーホー」等併用できない機器があります。

○ビジネスフォン、ナンバーディスプレイ、インターホン等、電話機能や回線によっては設置できない場合があります。

(3) 貸出期間

貸出期間は設けておりません。不要になった場合は、区の担当までご連絡ください。

(4) その他

○迷惑電話防止機能付きの固定電話が増えています。お使いの電話機にそのような機能がついていないか、確認の上、お申込みください。

○電気代は設置された方の負担となります（年間数百円程度）。

○貸与後の保証期間外に故障した場合、修理代は設置された方の負担となります。
区では交換等行っておりませんので、ご了承ください。

申込方法

以下のいずれかの方法で、下記申込先までお申込みください。

(1) 申込み事項を記載した官製ハガキまたはその他書面の郵送

(2) メール

(3) 電話

(4) 電子申請

区ホームページは
こちらから▼



電子申請ホームページ
はこちらから▼



【必要記載事項】

①申込者の氏名（ふりがな）、住所、生年月日、年齢

②自動通話録音機を設置する電話機の電話番号

③世帯構成

（㉠65歳以上の単身世帯・㉡65歳以上のみの世帯・㉢65歳以上の方がいる世帯の別）

《代理申込の場合のみ》

④代理で申し込みされる方の、氏名（ふりがな）、続柄、住所、電話番号

※自動通話録音機は、納品業者から、貸与決定者に配送します。住所等申込み情報を納品業者に提供することについてご了承の上、お申し込みください。

【申込先】練馬区 危機管理課 安全安心係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 本庁舎7階

電話：03-5984-1027

FAX：03-3993-1194

メール：KIKIKANRI@city.nerima.tokyo.jp